

「第1回豊橋市街路樹再生指針検討委員会」議事内容

- 日時 平成29年5月12日（金） 14時30分～17時
- 場所 豊橋市役所 西館7階 第一委員会室
- 出席委員 別紙「出席者名簿」参照
- 事務局 8名

〔会議資料〕

◆次第

- 【資料1】・豊橋市街路樹再生指針検討委員会設置要綱
 - 【資料2】・豊橋市街路樹再生指針検討委員会の公開について（案）
 - 【資料3】・豊橋市街路樹再生指針検討委員会傍聴要領（案）
 - 【資料4】・豊橋市街路樹再生指針検討委員会作業部会会員名簿
 - 【資料5】・指針策定の目的及び検討の進め方について
 - 【資料6】・現状の把握及び課題整理について
- ◆参考資料：とよはし緑の基本計画 改訂版
豊橋市公共施設等総合管理方針（一部抜粋）
とよはしの街路樹
都市空間における街路樹のあり方について（答申）（名古屋市）
街路樹再生指針（名古屋市）

1. 開会

2. 挨拶

3. 各委員のご紹介

4. 豊橋市街路樹再生指針検討委員会設置要綱について【資料1】

- ・事務局より、豊橋市街路樹再生指針検討委員会設置要綱についての説明が資料1に基づいて行われた。

〔質疑〕

なし

5. 委員長の選出及び副委員長の指名について

- ・委員の互選により、委員長として寺本委員が選出された。
- ・寺本委員長より挨拶
- ・委員長より、副委員長として梶野委員が指名された。

6. 議事

(1) 委員会の運営および傍聴について【資料2、3】

- ・事務局より、豊橋市街路樹再生指針検討委員会の運営についての説明が資料2に基づいて行われた。
- ・引き続き事務局より、豊橋市街路樹再生指針検討委員会傍聴要領についての説明が資料3に基づいて行われた。

〔質疑〕

なし

- ・委員長より、議案(1)について諮ったところ、全会一致で承認された。
これにより本委員会の会議は公開することとし、以後開催する委員会については傍聴人の入場を許可することとなった。

(2) 作業部会の設置について【資料4】

- ・事務局より、作業部会の設置についての説明が資料4に基づいて行われた。

〔質疑〕

なし

- ・事務局より、議案(2)についての説明を受け、各委員にご理解いただいた。

- 委員長より、作業部会の部会長として事務局の豊橋市公園緑地課 山下課長補佐が指名された。

(3) 指針策定の目的及び検討の進め方について【資料5】

- 事務局より、指針策定の目的及び検討の進め方についての説明が資料5に基づいて行われた。

1 背景・目的

- 本市には市道が13,444路線あり、そのうち277路線におよそ19,000本の高木が植栽されている。
- 既存木は時間の経過とともに大木化・老朽化するなどし、それらの問題はより深刻になりつつある。

2 指針の位置づけ

- 各計画との整合性を取りながら、街路樹再生指針の策定を行う。

3 検討スケジュール

〔質疑〕

なし

- 事務局より、議案(3)について説明を受け、各委員にご理解いただいた。
- これにより、委員長より、今後の指針策定にあたり本委員会については資料5の説明に基づく方針により運営されることが示された。

(4) 現状の把握及び課題整理について【資料6】

- 事務局より、現状の把握及び課題整理についての説明が、資料6に基づき以下の項目について行われた。

1 整備の経緯

2 現状

3 街路樹種別の推移

4 街路樹の樹木本数・維持管理費の推移

5 豊橋市の将来人口と財政状況等について

6 街路樹管理の課題

〔質疑〕

(宇野委員)

- 最終的な再生指針の姿、イメージというものがあれば教えていただきたい。

(事務局)

- この委員会の中で再生指針について検討し、街路樹の更新や間伐などの具体的な対策

を踏まえた豊橋市の街路樹再生の軸になるものを作っていく。

(寺本委員長)

- 資料 6 6 ページの「▼市税（歳入）・公債費（歳出）及び財政調整基金の今後の見通し」について、市税等の歳入が減少するというのは十分理解できるが、このグラフでは平成 32 年度までであまり減っていないため、説得力に乏しいと思われるが、どうか。

(事務局)

- 資料 5 2 指針の位置づけ を見ていただきたい。「豊橋市公共施設等総合管理方針」を平成 29 年 3 月に策定したところだが、この方針は、市の施設等（箱もの、インフラ等すべて）を今後どのように取り扱っていくかを示したものである。資料 6 のグラフはこの管理方針から抜粋したものである。寺本委員長のご指摘のとおり、もっと先の見通しまであればいいが、そういった資料がなく、申し訳ない。

(寺本委員長)

- せめて 10 年先の数字があれば。今後まとめに載せるためにも必要だと思う。

(事務局)

- 地方創生推進室で将来推計について中・長期的な資料を作っている可能性はあるので、確認する。

(寺本委員長)

- 資料 6 7 ページの街路樹管理の役割（課題）説明の中で、低木が枯れ、安全確保ができていないという話があったが、街路樹に安全施設としての機能をどれほど期待されているのか教えていただきたい。

(事務局)

- この場所（資料 6 8 ページ）の低木帯は、道路への飛び出しや横断を防ぐ、いわばガードレールの役割を果たせるように整備した。しかし、枯れてしまい、一部その機能が果たせていないものもある。

(寺本委員長)

- 街路樹に無理に安全面の期待をしなくてもいいのでは。何も植わっていないところもあると思うので。

(小木曾委員)

- 資料 6 2 ページで説明のあった市民等との協働「緑のアダプト」の制度について、もう少し説明していただきたい。

(事務局)

- 緑のアダプトの制度は個人から団体まで幅広く対象にしている。
- 登録者は落ち葉等の清掃、除草が主な活動である。アダプト登録者に活動に必要な掃除道具、ごみ袋を支援している。
- 当初は、公園アダプトとしてスタートし、公園内の除草・清掃をしてもらっていた。

- 昨年4月、市に指定ごみ袋が導入された。アダプト登録者から街路樹の落ち葉等のごみ袋はどうしたらいいか、という声があり、街路樹沿線も活動の場とした。また、市環境部と調整のうえ、ごみステーションに出せるアダプト専用のごみ袋を作った。

(寺本委員長)

- 街路樹愛護会というのはどのような制度か。

(事務局)

- 街路樹愛護会は豊橋みどりの協会が管轄している。主に植樹帯の除草、落ち葉清掃、花植え等の美化活動をしてもらっている。アダプト制度は完全なボランティアだが、街路樹愛護会は年間2万3千円の助成金を支給している。

7. その他

- 事務局より、第2回検討委員会の開催日を6月29日(木)14時半からとすること、第2回検討委員会の前に作業部会を開くことが案内された。
- 現地視察(街路樹の現状について視察するため、バスで各委員と市内を回った)

8. 閉会

- 事務局の加藤都市計画部長より、閉会の挨拶が行われた。